

(発送日) 2023年6月14日
(電子提供措置開始日) 2023年6月8日

株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
m y s t a 株式会社
代表取締役 CEO 高橋 秋仁

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.mysta.tv>



(上記ウェブサイトより「会社情報」「IR INFORMATION」を順に選択いただき、ご確認ください。)

敬具

なお、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、委任状に賛否をご表示のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午後1時
2. 場 所 港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー22階
当社本店オフィス
3. 目的事項
報告事項 第6期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 定款一部変更の件

以上

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mysta.tv/>）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

第 6 期

事業報告

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

m y s t a 株式会社

事業報告

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社を取り巻く事業環境としては、新型コロナウイルス感染症による制限や規制も緩やかになる一方で、類似サービス・イベントの台頭により売上が前年度比を大きく下回る結果となりました。そのような経営状況のもと、ミスコンやPayPayギフト争奪企画などによる売上の確保を推進し、下期は定額投票券を販売する新しい投票システムの開発し、THE IDOL BAND (TBS) など新しい取り組みも実施いたしました。また、動画販売事業を縮小するなど、事業の見直し及びコスト管理を徹底し事業の最適化も実施いたしました。以上の結果、当事業年度の売上高321,213千円（前事業年度比51,3%減）、営業損失103,648千円（前事業年度は営業損失4,576千円）、経常損失116,065千円（前事業年度は経常損失7,213千円）、当期純損失119,833千円（前事業年度は当期純損失8,112千円）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度におきましては、運転資金として、金融機関より長期借入金40,000千円の調達を行いました。

② 設備投資

該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

区分	第3期 (2020年3月期)	第4期 (2021年3月期)	第5期 (2022年3月期)	第6期 (当事業年度)
売上高 (千円)	714,606	647,330	660,253	321,213
経常利益(△は損失) (千円)	△ 274,859	△ 71,177	△ 7,213	△ 116,065
当期純利益(△は損失) (千円)	△ 275,809	△ 72,129	△ 8,112	△ 119,833
1株当たり当期純利益(△は損失) (円)	△ 2,320.56	△ 606.87	△ 68.26	△ 1,008.24
総資産 (千円)	256,278	233,203	179,189	104,134
純資産 (千円)	134,775	62,646	54,533	△ 65,299
1株当たり純資産額 (円)	1,133.95	527.09	458.83	△ 549.41

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております

①ユーザーの課金額・課金率向上

アプリ面としては、ユーザーへの課金促進のためにLIVE配信機能の実装を予定しております。これにより配信者と視聴者とのリアルタイムコミュニケーションが強化され、イベント毎の課金額及び課金率の向上を図ります。

②継続企業の前提に関する重要事象等への対応

経営計画については新型コロナウイルス感染症の影響、類似サービスの台頭等の市況変化により計画どおりに推進できない可能性があり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

資金調達に関する検討の余地を残しており、既に鋭意取り組んでおります。また今後においては、経営計画に従い収益性の向上を果たすべく、固定費の削減、収益性の高い企画に関する選択と集中に取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

エンターテインメントソーシャル動画プラットフォームアプリ「mysta」の開発・運営
アプリ「mysta」に関連したイベントの企画・運営

(6) 主要な営業所および使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区虎の門四丁目1番1号

② 使用人の状況

使用人数
14名

(注) 1. 使用人数は当事業年度末日時点の人員数を記載しております。

2. 使用人には、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトは含まれておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入金の種類	借入残高 (千円)
株式会社きらぼし銀行	長期借入金	40,000
株式会社日本政策金融公庫	長期借入金	40,000

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 400,000
- ② 発行済株式の総数 118,855
- ③ 当事業年度末の株主数 9
- ④ 株主

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク株式会社	50,000	42.07%

C Channel株式会社	50,000	42.07%
ICT CONVERGENCE FUND	5,714	4.81%
株式会社産経デジタル	5,714	4.81%
株式会社集英社	2,857	2.40%
株式会社ポニーキャニオン	1,428	1.20%
松竹株式会社	1,428	1.20%
TBSイノベーション・パートナーズ 1号投資事業組合	857	0.72%
株式会社エフエム東京	857	0.72%

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職の状況
高橋 秋仁	代表取締役	
森川 亮	取締役	C Channel株式会社 代表取締役社長 株式会社マキシム 取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 取締役 上海露倩網絡信息有限公司 総経理CEO・董事長・法定代表人 上海露倩广告有限公司 総経理CEO・執行董事・法定代表人
寺尾 洋幸	取締役	ソフトバンク株式会社 常務執行役員 コンシューマ事業副統括 (LINE&Y!mobile事業/サービス企画/コミュニケーション/マーケティング担当) 兼 マーケティング本部 本部長
上村 穰	取締役	ソフトバンク株式会社 執行役員 財務統括 経営企画本部 本部長
原田 賢悟	取締役	ソフトバンク株式会社 コンシューマ事業統括 サービス企画本部 本部長 兼 コンテンツ推進統括部 統括部長
遠藤 禎士	取締役	C Channel株式会社 取締役CTO
石井 龍夫	監査役	C Channel株式会社 監査役
新井 雅士	監査役	ソフトバンク株式会社 財務統括 財務経理本部 事業経理統括部 法人事業経理部 与信管理課 担当課長

- (注) 1. 2022年6月21日開催の定時株主総会において、遠藤 禎士は取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役寺尾洋幸氏、上村穰氏及び原田賢悟氏は、社外取締役であります。
3. 監査役石井龍夫氏、監査役新井雅士氏は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2022年6月21日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2022年6月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

西村和朗

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人西村和朗は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

第 6 期

事業報告に係る附属明細書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

m y s t a 株式会社

該当事項はありません。

第 6 期

計算書類

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

m y s t a 株式会社

貸 借 対 照 表

2023年 3月31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	(81,610)	流動負債	(89,434)
現金及び預金	17,379	買掛金	30,003
売掛金	50,689	未払金	27,438
前払費用	1,462	前受収益	30,183
未収消費税等	4,619	未払法人税等	78
その他	7,459	賞与引当金	284
		その他	1,445
固定資産	(22,524)	固定負債	(80,000)
		長期借入金	80,000
投資その他の資産	(22,524)	負 債 合 計	169,434
差入保証金	22,524	(純 資 産 の 部)	
出資金	0	株主資本	(△ 65,299)
		資本金	(10,000)
		資本剰余金	(52,646)
		その他資本剰余金	52,646
		利益剰余金	(△ 127,946)
		その他利益剰余金	△ 127,946
		繰越利益剰余金	△ 127,946
		純 資 産 合 計	△ 65,299
資産合計	104,134	負債及び純資産合計	104,134

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		321,213
売上原価		243,390
売上総利益		77,823
販売費及び一般管理費		181,471
営業損失		△ 103,648
営業外収益		
受取利息	0	
補助金収入	470	
雑収入	197	668
営業外費用		
支払利息	129	
出資金評価損	9,999	
雑損失	2,955	13,085
経常損失		△ 116,065
特別損失		
減損損失	3,690	3,690
税引前当期純損失		△ 119,755
法人税、住民税及び事業税	78	78
当期純損失		△ 119,833

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
				繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	52,646	52,646	△ 8,112	△ 8,112	54,533	54,533
当期変動額							
当期純損失(△)				△ 119,833	△ 119,833	△ 119,833	△ 119,833
当期変動額合計	—	—	—	△ 119,833	△ 119,833	△ 119,833	△ 119,833
当期末残高	10,000	52,646	52,646	△ 127,946	△ 127,946	△ 65,299	△ 65,299

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において119,833千円の当期純損失を計上した結果、当事業年度末において、65,299千円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、固定費の削減、収益性の高い企画に関する選択と集中、運転資金の確保等を行い、当該状況の解消、改善に努めております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

アプリ課金事業は、顧客へ発行したコインが消費された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ただし、未使用コインについては、顧客が権利行使をする可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当なし

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権

39,455千円

② 短期金銭債務

19,911千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

38,833千円

販売費及び一般管理費

18,586千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	118,855	-	-	118,855

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金であります。回収可能性を考慮してその全額を評価性引当額として繰延税金資産から控除しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・ 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

- ・ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金	80,000	79,125	△874
負債計	80,000	79,125	△874

(注)1.

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2. 市場価格のない株式等については、時価評価の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
差入保証金	22,524
出資金	0

(注)3. 長期借入金の決算後の返済予定額

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)

長期借入金	-	4,216	5,112	13,116	13,116	44,440
-------	---	-------	-------	--------	--------	--------

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	79,125	-	79,125
負債計	-	79,125	-	79,125

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を信用リスクは不変として金利水準の変動のみを反映した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
C Channel 株式会社	被所有 直接42.07%	役員の兼任 出向者の受入等	役員報酬・ 出向者給与 及びその他の費 用(注)1	14,218	未払金	19,469
ソフトバンク 株式会社	被所有 直接42.07%	売上先	コンテンツの制 作(注)2	38,352	売掛金	25,036
		出向者の派遣等	出向者給与 の受取(注)1	47,108	未収入金	4,588

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

役員報酬・出向者給与につきましては、交渉の上、適切な価格で決定しております。

2. コンテンツの制作価額は、市場の実勢価額を勘案して合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
SBペイメント サービス 株式会社	なし	商品等の販売・ 業務受託	エンドユーザーへ の販売に関する決 済代行業務の委託	-	売掛金	9,280

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、
同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 △549円41銭

(2) 1株当たり当期純損失 △1,008円24銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第6期

計算書類に係る附属明細書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	工具器具備品	1,833	2,120	(2,707)	1,245	-	4,976	4,976
				2,707				
無形固定資産	ソフトウェア	10,781	0	(982)	9,799	-		
				982				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	162	284	162	-	284

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 計上の理由および金額の算定方法は、個別注記表の引当金の計上基準に記載のとおりであります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
給与	21,578	
役員報酬	9,507	
賞与	316	
雑給	17,619	
退職金	1,093	
賞与引当金繰入額	284	
確定拠出年金拠出額	2,231	
法定福利費	6,600	
通勤費	337	
支払手数料	1,773	
支払報酬	2,703	
旅費交通費	242	
福利厚生費	492	
交際費	5	
広告宣伝費	19,902	
通信費	446	
消耗品費	218	
新聞図書費	3	
システム利用料	19,243	
賃借料	4,541	
採用費	3,630	
租税公課	64	
外注費	61,510	
減価償却費	1,305	
その他	5,817	
計	181,471	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月7日

m y s t a株式会社
取締役会 御中

西村和朗公認会計士事務所
東京都千代田区
公認会計士

西村 和朗

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、m y s t a株式会社の2022年4月1日から2023年3月31までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において119,833千円の当期純損失を計上した結果、当事業年度末において、65,299千円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実

を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書の提出について

2023年6月7日

m y s t a 株式会社
代表取締役社長 高橋秋仁殿

監査役 石井 龍夫

会社法施行規則第129条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に
従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境
整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職
務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、他の監査役から
監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

(2) 各監査役は、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び
定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を
確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項
に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整
備される体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその
構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、
意見を表明いたしました。

(3) 各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実
施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行
状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査
人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計
算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成
17年度10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受
け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書
類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその
附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 西村和朗公認会計士事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月7日

m y s t a 株式会社

監査役（社外監査役） 石井 龍夫 ㊟

監査役（社外監査役） 新井 雅士 ㊟

株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会の招集通知の発信日は、公開会社でない株式会社にあつては1週間前であるところ(会社法299条1項)、株主総会参考書類等につき電子提供措置をとる旨を定款で定めた場合には、同項の規定は2週間前と読み替えられることとなったため(改正会社法325条の4第1項)、当社定款の招集に関する規定もこれと一致させ、併せて字句を修正するものであります(第16条)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更後定款
(招集) 第16条 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 2 株主総会を招集するときは、会日から1週間前までにその通知を発するものとする。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続きを省略できるものとする。	(招集) 第16条 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3 <u>か</u> 月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 2 株主総会を招集するときは、会日から <u>2</u> 週間前までにその通知を発するものとする。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続きを省略できるものとする。

以上